

なくせじん肺キャラバン

北海道労働局・産業保安監督部に要請

粉じん事業場数などの非公表に抗議

10月13日、「2017年なくせじん肺北海道キャラバン」の北海道労働局と北海道産業保安監督部への要請行動がおこなわれました。労働局では健康課・労災管理課・監督課の課長などが、産業保安監督部は管理課長などが対応しました。

労働局では、北海道局管内の粉じん作業をおこなっている事業場数、監督指導をおこなった件数を明らかにするよう求めたのに対し「事業場が特定されることで監督業務に支障が生ずることが考えられるので、局も署も公表しないことで統一している」という回答でした。この回答に「小さな署の場合とはともかくとしても、局が数字を公表して特定されることなどありえない」「他県の局では公表しているところもある」と厳しく抗議しました。

労働者であったときに石綿にばく露していれば「手帳」の支給対象に

「石綿健康管理手帳」を労災保険特別加入者（過去において労働者として石綿にばく露した者など）に対しても支給するよう求めたのに対しては「労働安全衛生法第67条では、対象を『労働者または労働者であった者』としており、申請時に一人親方などであっても労働者であったときに石綿にばく露していれば、基準にもとづいて個別に支給対象としている」との回答がありました。

産業保安監督部への要請では、新・北海道石炭じん肺訴訟における和解手続きを早急にすすめること、とくに住石が訴訟で争っている中で国が「企業の賠償が完了した後でなければ和解しない」という立場を改めてただちに和解に応じることを求めました。

北海道建設アスベスト第2陣訴訟口頭弁論

不当な「証拠隠滅」に抗議

次回期日から原告本人尋問/来年10月結審へ

10月12日、札幌地裁で「北海道建設アスベスト第2陣訴訟」の第13回口頭弁論が開かれ、次回期日の12月21日から来年7月までの5回ですべての原告本人尋問を終えて、来年度末（2019年3月）までに判決を出したいとの考えが示され、来年10月25日に期日（結審）を指定しました。

この日の弁論では、弁護団事務局長の長野順一弁護士が、裁判所の文書提出命令に関する「せんい強化セメント板協会」の回答について意見陳述しました。せんい強化セメント板協会（旧・石綿スレート協会）は被告企業の多くが会員となっていますが、協会が発行する「スレート統計年報」などの資料を廃棄したので提出できないと回答してきました。この資料は、被告企業の責任割合を明らかにするための重要な文書です。それを、おとしの1月には札幌地裁に「存在しない」と回答し、その年の4月の大阪の弁護士への回答では「存在する」と認めていながら、同じ年の12月につくった「文書管理規定」で廃棄することを決めたというのです。このとんでもないウソの回答と「証拠隠滅」に長野弁護士は厳しく抗議し、協会からこの資料が配布されているはずである被告企業が開示するよう求めました。